

令和8年度宮崎県保育士・保育所支援センター運営業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、県が設置する「宮崎県保育士・保育所支援センター」（以下「支援センター」という。）において、保育人材の就職支援を行うことにより、県内の保育施設等における保育人材の安定的な確保を目的とする。

2 業務の名称

令和8年度宮崎県保育士・保育所支援センター運営業務

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 支援対象者

(1) 保育施設等

- ・ 保育所 (209 施設: 宮崎市内 63・宮崎市外 146)
 - ・ 幼稚園 (36 施設: 宮崎市内 14・宮崎市外 22)
 - ・ 認定こども園 (253 施設: 宮崎市内 89・宮崎市外 164)
 - ・ 小規模保育事業等 (29 施設: 宮崎市内 10・宮崎市外 19)
 - ・ 放課後児童クラブ (306 クラブ: 宮崎市内 63・宮崎市外 243) 等
- ※施設数は、令和7年5月1日(休止中を除く)。

(2) (1)の保育施設等への就職を希望する者(保育士等の資格の有無は問わない) (以下「保育人材」という。)

5 目標

支援センターによる支援を受けて保育施設等に就職した保育人材の人数 100 名

6 業務内容

(1) 支援センターの設置及び運営

宮崎市内に支援センターを設置し、運営を行う。なお、支援センターの開設に一定の期間を要することを考慮し、遅くとも令和8年5月1日までに開設すること。ただし、4月1日から開設までの間、保育施設等や保育人材からの問合せや相談に対し、電話対応やホームページの案内等、可能な限りの対応を行うこと。なお、開設までの期間については、要した経費に応じて委託料の減額を行うことがある。

ア 設置形態

- ・ 相談者のプライバシーに配慮した個別相談に応じられる部屋もしくはブースを設けること。
- ・ 支援センター専用の電話回線を設置すること。
- ・ 相談者が来所した際に、支援センターであることを認識できるよう、入り口付近に看板を設置すること。

※支援センターを既存の事業所内に設置する場合は、上記に加え、間仕切り等により他の事業から独立したスペースとすること。

イ 人員体制

就職あっせん支援の経験を有する「就職支援コーディネーター」を配置し以下の業務を行う。
なお、就職支援コーディネーターには、保育士や社会福祉士など、保育や福祉分野において勤務した経験があり、保育人材への支援や保育施設等への指導・助言が適切に行える者を充てること。

ウ 開所時間等

週5日(月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日)

※午前9時30分から午後6時30分まで

※年末年始(12月29日から翌年の1月3日。)、祝日を除く。

※開所時間中は、電話又は来所者対応のための職員を配置すること。

※求職者の都合で事前に予約相談等が入る場合は、開所時間以外にも対応すること。

- (2) 保育の現場・職業の魅力発信及び就職あっせん等
保育人材の確保に資するため、以下の取組を行うこと。

| 実施内容 | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I | <p>保育の現場・職業の魅力発信</p> <p>○ 支援センターの取組に関する広報を行うとともに、保育士・保育の現場(放課後児童クラブを含む)に対するイメージを改善し、保育の仕事のやりがいや専門性、保育現場の最新の正しい情報を広く伝えるために SNSやインターネット広告等を活用し、小・中・高校生、保護者及び教員を対象とした情報発信を行うこと。</p> <p>○ 支援センターのホームページには、以下の内容を掲載すること。なお、支援センターのホームページは、県が指定する。</p> <p>[掲載情報]</p> <ul style="list-style-type: none">ア 支援センターの紹介イ 保育施設等の求人情報(短時間・短期間勤務を含む)ウ 就職説明会や保育人材向け研修会の開催情報エ 就職支援金等の各種支援制度オ 県幼児教育センターが実施する研修カ 県が実施する放課後児童支援員認定資格研修キ 学生アルバイトに関する求人情報ク 子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」へのリンク <p>【実施回数等】</p> <p>●センターのホームページ更新または広報媒体による情報発信 月4回以上</p> |
| II | 新規資格取得支援 |

○保育士資格を有する者を増やすため、保育士資格を有しないセンター利用者に対して国家資格である保育士試験受験の勧奨のための取組を行うこと。

【実施回数等】

- 保育士資格取得説明会等の開催 年1回以上

III 潜在保育士等の就職支援

○保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者(潜在保育士)等が、その希望に応じて保育施設等において勤務できるよう、以下の取組を行うこと。

- ・センター利用者からの相談対応(来所・電話・メール等)
- ・就職あっせん(保育人材と保育施設等との就労条件の調整、園見学等の実施)
- ・就職説明会・出張相談会の開催(ハローワーク及び就職説明会(県・関係団体等の主催)へのブース出展)

【実施回数等】

- 就職説明会へのブース出展
 - ・県雇用労働政策課主催合同就職説明会(宮崎・都城・延岡:令和8年8月予定)各1回
 - ・県中山間地域政策課主催移住相談会(東京(令和8年8月予定)・大阪(時期未定))各1回
 - ・保育関係団体主催就職説明会(宮崎)3回程度
- ハローワークにおける出張相談会の実施(宮崎・都城・延岡)各月1回程度
(その他)宮崎労働局からの提案に応じて5回程度

○保育士等の育成を行う県幼児教育センターと連携を図りながら、就職した後に業務の状況や職場環境等について、定期的に本人や保育施設の採用担当者等に確認し、必要な調整・フォローを行うこと。

【実施回数等】

- 全ての就職決定者又は施設

IV 就業継続支援

○保育人材が安心して長く働き続けられるために、保育人材からの相談対応や研修・セミナーの開催、職場環境改善等に係る周知・啓発等の就労継続につながる取組を行うこと。

【実施回数等】

- 職場環境改善等に関する研修の開催等 年1回以上

V 関係機関との連携した取組の推進

○地域の実情に応じた効果的な取組を行うため、関係機関(市町村、指定保育士養成施設、保育関係団体、県社会福祉協議会、県幼児教育センター、県児童館連絡協議会、労働局、ハローワーク等)と連携した就職支援及び就労支援の取組を行うこと。

【実施回数等】

- 左記の関係機関との会議の開催等 年1回以上

(3) 情報管理等

ア 保育人材に係る個人情報の管理

イ 登録した保育人材に対する求職継続希望の確認(メールで3か月に1回実施すること)

ウ 登録した保育人材に対する保育施設等の求人情報や就職相談会等に関する情報の提供

(4) その他

支援センターの運営に当たっては、県の方針に基づき適切に実施するとともに、必要に応じて県と協議の上実施すること。

7 定期報告

受託者は、委託業務の実施に当たって別に定める様式により日報を作成するとともに、当月分をまとめて翌月の5日までに報告すること(保育人材の支援センターへの登録件数、支援センターの支援を受けて就職した保育人材の人数等)。